

# 作 業 基 準

平成18年10月1日

鶴崎海陸運輸株式会社

## 目 次

第1章 目的	-----	1
第2章 作業体制	-----	2
第3章 危険物等の取扱い	-----	2
第4章 乗下船作業等	-----	3
第5章 旅客の遵守事項の周知	-----	4

## 第1章 目的

- 第1条 この基準は、安全管理規定に基づき鶴崎別府連絡航路の作業に関する基準を明確にし、もって輸送に関する作業の安全を確保することを目的とする。

## 第2章 作業体制

- (作業体制)
- 第2条 運航管理補助者は、陸上において乗船待機中の旅客の整理乗下船する旅客の誘導、船舶の離着岸時の綱取り及び綱放し等の作業を実施する。

## 第3章 危険物等の扱い

- (危険物等の取扱い)
- 第3条 危険物の取扱いは、運航管理者の指示に従い、危険物船舶運送及び貯蔵規則等関係法令に定めるところにより行うものとする。
- 2 刀剣、銃器、兵器その他旅客の安全を害する恐れのある物品の取扱いについては、運航管理者の指示に従い、運送を拒絶するか又は一定の条件をつけて運送を引き受けるものとする。ただし、原則として船室に持ち込むことは拒絶しなければならない。
  - 3 船内作業員は、旅客の手荷物、小荷物その他の物品が前2項の物品に該当する恐れがあると認める時は、運航管理者又は船長の指示を受けて、運送申込人の立合いのもとに点検し、必要な措置を講ずるものとする。
  - 4 船長及び船内作業員は、前3項の措置を講じた時は直ちにその状況を運航管理者に報告するものとする。

## 第4章 乗下船作業

### (乗船作業)

- 第4条 旅客乗船は、原則として離岸5分前とする。
- 2 離岸5分前になったときは、船内作業員は舷門を解放し、運航管理補助者に旅客の乗船を開始するよう合図をする。
  - 3 運航管理補助者は、旅客を乗降口に誘導する。
  - 4 運航管理補助者及び船内作業員は、乗船旅客数(無料、幼児を含む)を把握し、旅客定員を越えていないことを確認して、それぞれ運航管理補助者及び船長に乗船旅客数を報告する。

### (離岸作業)

- 第5条 運航管理補助者は、離岸5分前になったときは見送り人等が離岸作業により危害を受けないよう退避させ、船長の指示により迅速、確実に係留索を放す。

### (船内巡視)

- 第6条 船内巡視は、別途定める要領により実施する。
- 2 船長は、荒天等のため臨時の巡視の必要を認めるときは、臨時船内巡視班を編成して前項以外の巡視を実施させる。
  - 3 船内巡視員は、異常の有無(安全確保上改善を必要とする事項がある場合は当該事項を含む。)を船長に報告し、巡視記録簿に記録する。

### (着岸作業)

- 第7条 運航管理補助者は、着岸時刻5分前になったときは、着岸準備を行い着岸に際しては迅速、確実に綱取り作業を実施する。

### (係留中の保安)

- 第8条 船長及び運航管理者又は運航管理補助者は、係留中、旅客の安全に支障のないよう係留方法、歩板の保安に留意する。

- 第9条 船長は船体が完全に着岸したことを確認した時は、その旨船内作業員に合図する。

- 2 船内作業員は、タラップを架設し、架設完了を確認した後、旅客を誘導して下船させ、下船完了後舷門を閉鎖し、船長に報告する。

## 第5章 乗下船作業

- (乗船待ち旅客に対する遵守事項の周知)
- 第10条 運航管理者又は運行管理補助者は、乗船待ちの旅客に対して次の事項を掲示等により周知しなければならない。
- (1) 旅客は乗下船時及び船内においては、係員の指示に従うこと。
  - (2) 船内においては、乗船中の者に危害を加えるような行為又は迷惑をかける行為をしないこと。
  - (3) その他旅客の安全に関しては、旅客に周知すべき事項
- (乗船旅客に対する遵守事項の周知)
- 第11条 船長は、船内の旅客が見やすい場所に次の事項を掲示しなければならない。
- (1) 旅客の禁止事項
  - (2) 救命胴衣の格納場所及び着用方法
  - (3) 非常の際の避難要領(非常信号、避難経路等)
  - (4) 病気、盗難等が発生した場合の乗組員への通報。
  - (5) 下船及び非常の際には、係員の指示に従うこと。
- (旅客に対する救命胴衣の着用に関する指示)
- 第12条
- (1) 暴露甲板に乗船している旅客には救命胴衣を着用させるよう努めること。
  - (2) 12歳未満の児童には、船室内にいる場合除き、常時、救命胴衣を着用させること。
  - (3) 気象、海象の悪化等、利用者の安全確保のために必要と判断される場合は、救命胴衣を着用させること。